

概要公表

平成19年4月から平成19年9月に確認されたレベル3以上の医療事故のうち、医療過誤に該当する事例

No.	概要	原因	改善・対応策
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解離性大動脈瘤に対する緊急手術において、手術後、腹腔内にガーゼを残置した。 ・ 閉胸する際に、ガーゼの数の確認を行ったところ、術前の数と一致しなかったため、胸部X線撮影を行ったが、体内にガーゼは発見出来ず手術を終了した。 ・ 退院後、創部から浸出液があり、他院でCT検査を行った結果、異物の存在を指摘されたため、当院で再手術を行いガーゼを取り出した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流血が大量で腹部にまで及んでいたため、広範囲にガーゼを使用したこと。 ・ X線撮影を行った際、ガーゼは胸部にあると考えていたため、腹部までのX線撮影を実施しなかったこと。 ・ 当日予定していた手術（所要時間 8時～18時、10時間）を実施した後に、本件事故に係る緊急手術（所要時間 20:45～翌19:30、22時間）を続けて実施したことにより、医師の疲労度が極めて高かったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ X線造影糸折り込み数の多いガーゼの採用（調査・検討中）。 ・ より広範囲にX線撮影を行う。 ・ 医師の確保による医療体制の充実